

令和7年10月31日開催

令和7年度
燕市農業委員会第7回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第7回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月31日(金曜日)

午後1時30分～午後1時54分

2. 開催場所 燕市民交流センター 3階 多目的ホール

3. 出席委員(26名)

1番	小川 芳秀	11番	矢澤 実	21番	五十嵐 博子
2番	片桐 正敏	12番	荻原 一郎	22番	笹川 勇雄
3番	和田 正春	13番	藤田 浩介	23番	小杉 祥子
4番	遠藤 忠夫	14番	長谷川 治仁	24番	三浦 哲郎
5番	瀬戸 一義	15番	山浦 博	25番	澁木 誠治
6番	阿部 恵作	16番	志田 晃	26番	江口 保
7番	山田 直子	17番	大矢 陽子		
8番	岩野 稔	18番	玉木 美奈子		
9番	山崎 登美雄	19番	澤口 隆行		
10番	江辺 耕一	20番	土田 喜七		

4. 欠席委員

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の取下げ願いについて

報告第22号 農地の転用事実に関する照会について

報告第23号 地域計画変更(案)に関する意見について

(4) 議事

- 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 26 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 29 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬 美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

7 番 山田 直子 8 番 岩野 稔

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席はありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第7回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号7番 山田 直子 委員及び</p> <p>議席番号8番 岩野 稔 委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第20号から第23号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について」であります。各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>初めに利用権の解約であります。</p> <p>受付番号57番 粟生津字山王の田、1筆、2,153㎡、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、3件、4筆、9,056㎡となります。</p>
事務局	<p>続きまして、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号60番 横田字ヲミワケ、他の田、計7筆、15,428㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>中間管理事業の解約は、9件、23筆、56,116㎡となります。</p> <p>合意解約の総合計は、12件、27筆、65,172㎡となります。</p>

事務局	<p>続きまして、会長報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）の取下げ願いについて」であります。</p> <p>受付番号 1 番 秋葉町四丁目の田、1 筆、76 m²、令和 7 年 7 月 31 日 総会で会長報告第 12 号、受付番号 37 番で報告したものです。売買のため解約しましたが、売買契約が不成立となったため合意解約を取下げます。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 22 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 13 番 白山町三丁目の田、1 筆、274 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。昭和 39 年 2 月 25 日、新潟県指令農開第 8041 号、農地法第 5 条、自用住宅。用途地域であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 23 号、「地域計画変更（案）に関する意見について」であります。</p> <p>地域計画変更（案）について、農政課より意見聴取がありました。申請番号 29 番から 30 番の計 2 筆、1,027 m²について、燕市農業委員会事務局規程の事務局長専決により意見なしの旨、回答いたしましたので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 18 番 長辰字長崎の畑、計 5 筆、542 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>以上、こちらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については去る10月23日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>10月23日、午後1時30分より、市役所2階201会議室で、第3事前審査委員会、出席委員12名による審査を行いました。審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請について」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第26号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第26号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号8番 小高字未明の畑、計2筆、316㎡、当初計画では住宅を建設する予定でしたが、都合により断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の2頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

	い致します。
小川委員長	審査の結果「農地転用事業計画変更承認申請」1件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	それでは議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。 受付番号5番 砂子塚字屋敷廻の畑、計2筆、1,769㎡、転用目的は整備用車両置場。令和7年11月28日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料3頁をご覧ください。 申請地を整備後、近隣の自動車修理工場の整備用車両置場として賃貸するものです。 申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。

議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 30 番 小高字未明の畑、計 2 筆、316 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 8 年 6 月 25 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 2 頁へお戻りください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 31 番 佐渡字寄合割の田、計 3 筆、1,673 m²、転用目的は宅地分譲 7 区画。契約内容は売買、令和 8 年 3 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 4 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、周辺にスーパーマーケットや駅もあり利便性の高い当該地を購入し、宅地分譲 7 区画を整備するものです。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 32 番 吉田法花堂字苗代割の田、計 3 筆、1,137 m²、転用目的はグループホーム。契約内容は売買、令和 8 年 7 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 5 頁をご覧ください。</p> <p>社会福祉事業を営んでおり、市の地域密着型サービス事業者に選定され、当該地を購入しグループホームを建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種中高層住宅専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 33 番 小高字内畑の畑、1 筆、414 m²、転用目的は現場事務所及び駐車場。契約内容は賃借権、令和 8 年 3 月 31 日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧ください。</p> <p>国道 8 号線の拡幅工事をするにあたり、現場事務所及び駐車場用地として一時転用するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果「農地法第 5 条の規定による許可申請」4 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 29 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 29 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。
事務局	貸借設定の 10 年の促進計画であります。 番号 1 番に始まり、番号 557 番まで計 21 件、557 筆、1,006,361.29 m ² 、設定期間は令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年になります。
事務局	9 年の促進計画であります。 番号 558 番に始まり、番号 564 番まで 1 件、7 筆、15,186 m ² 、設定期間は令和 17 年 3 月 31 日までの 9 年になります。
事務局	5 年の促進計画であります。 番号 565 番に始まり、番号 589 番まで 5 件、25 筆、29,304.15 m ² 、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	なお、関係委員の案件として、番号 24 番、25 番に玉木委員の案件があります。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である番号 24 番、25 番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画について、関係委員の案件 2 筆を除く、587 筆について、意見は特になかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件2件を除く587筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件2筆を除く587筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号18番 玉木美奈子委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後1時51分)</p>
議 長	<p>関係委員の案件である2筆について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、関係委員の案件である2筆について、意見は特になかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後1時53分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、意見は「特になし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。</p>

なお、議案第 29 号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。

これにて、燕市農業委員会 7 回総会を閉会致します。

(終了時刻 午後 1 時 54 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

議事録署名委員

議事録署名委員
